



事 務 連 絡  
平成26年6月11日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長

中東呼吸器症候群（MERS）に関する検疫所の対応について

中東呼吸器症候群（以下「MERS」という。）については、「中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について」（平成26年5月16日付事務連絡）により、「情報提供を求める患者の要件」に該当する者を探知した場合、検疫所業務管理室へ連絡をお願いしているところです。

各検疫所においては、当面の間、「MERSに関する検疫対応フロー」（別添）を参考として、本人の同意の下、診察及び検査を行うとともに、必要に応じ、医療機関への搬送、紹介、都道府県等への連絡を下記のとおり実施していただくようお願いします。

また、第4回厚生科学審議会感染症部会において、MERSを感染症法の指定感染症（二類感染症相当）に指定すること及び検疫感染症（検疫法第2条第3号）に位置づけることが了承されたことから、政令改正に向け、事務手続を進めています。関係政令が改正された際は、改めて対応に関して通知を発出します。

本事務連絡に関して不明な事項等があれば、検疫所業務管理室まで御連絡ください。

なお、本件に関して、都道府県等に対し協力を依頼することを申し添えます。

記

1. MERSコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある者

MERSコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある者（以下「疑いのある者」という。）は、次のア又はイの要件に該当する者とする。

- ア. 38度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの

ただし、ア又はイに該当する者であっても、他の感染症の患者であること又は他の病因が明らかな者は除く。

※ 対象地域は、次に掲げる初発例の報告がある地域とする。

アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン（平成26年6月11日現在）

## 2. 対象地域からの入国者の把握

対象地域から本邦に来航する航空機等については、到着時の呼びかけ、ポスター等の掲示により、発熱等の症状を呈した者に対して申告を求める。

また、サーモグラフィー等で発熱が確認された者や健康相談室へ来室した者については、14日以内に対象地域に渡航又は居住していたことがあるか確認する。

## 3. 問診、検査等

検疫官の問診、診察等により、当該者が疑いのある者に該当すると判断した場合、都道府県等への連絡に活用することについて本人の同意を得て、連絡先、症状等の情報を聞き取る。

また、検査が必要と判断した場合、本人の同意を得て、検査材料（咽頭拭い液、鼻腔拭い液又は喀痰）を採取し、PCR法による検査を実施する。

検疫所でのPCR検査でMERSウイルス遺伝子が検出された場合、国立感染症研究所ウイルス第3部に確定診断のため、検査材料を送付する。

なお、疑いのある者が重症であるため、医療機関への搬送が優先すると判断される場合、都道府県等の関係機関と連携の上、感染症指定医療機関等に搬送する。

疑いのある者が軽症の場合、感染症指定医療機関等を紹介するとともに、マスク等の感染予防策を勧奨する。

対象地域から14日以内に入国した者であって、対象地域で医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴があるものについては、発熱等の症状が無い場合、健康カード（別紙1）を配付する。

#### 4. 連絡等

疑いのある者が発見された場合、報告様式（別紙2）により、検疫所から検疫所業務管理室へ報告するとともに、都道府県等及び患者を搬送する場合には医療機関へ連絡する。

検疫所でのPCR検査の結果については、検疫所から、本人、検疫所業務管理室、都道府県等に連絡する。ただし、本人が入院している場合には、医療機関を通じて連絡する。PCR検査が陽性の場合、その後の患者本人への医療提供等の対応については、都道府県等に依頼する。PCR検査が陰性の場合、症状が悪化した際は、医療機関を受診するよう本人に伝達して対応を終了する。

#### 5. 感染対策

検疫官が検疫業務に従事した後は、除染のため、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図る。

検疫官が疑いのある者と接触する場合には、疑いのある者にマスクを着用させるとともに、検疫官はマスク及び手袋を着用する。また、検疫官は、検査材料を採取する場合、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（又はフェイスガード）を着用する。

#### 6. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、MERSの外国における発生状況及びその予防の方法に関する情報について、各検疫所のホームページへの掲載、各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙3）の設置等により、積極的な情報提供に努めることにより、感染の未然防止や入国時の健康相談の利用を喚起する。

別紙1：健康カード

別紙2：報告様式

別紙3：リーフレット

別添：MERSに関する検疫対応フロー

## 中東諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が 発生しています

※ 主な発生国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

☆ MERS は、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うこととなります。

MERS の発生国に滞在していた方で、

- ① 現地の医療機関を受診又は訪問したことがある
- ② MERS 患者と接触したことがある
- ③ ラクダと濃厚な接触をしたことがある（例：未殺菌のラクダ乳を飲んだ）

のいずれかに当てはまる方は、

本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

### ○ マスクの着用

MERS は、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。

### ○ 健康状態の確認

- 毎日の体温測定による発熱の有無
- 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無

### ○ 体調が悪くなったときの対応

発熱や咳など急性呼吸器症状がみられ、最寄りの医療機関を受診する際には、事前に医療機関に連絡の上、中東諸国に滞在していたことを教えてください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検疫所

TEL : ○○-○○○-○○○○

平成26年〇月 ※日

検疫所業務管理室 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の疑いのある者に関する情報を報告します。

記

<疑いのある者について>

〇〇市 (区・町) 在住

→都道府県等への連絡状況 (都道府県等の担当者氏名、連絡時間等)

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

帰宅方法：公共交通機関を使用 (具体的に)

<同行者の有無>

<渡航先等>

H26.〇.〇～〇.〇 サウジアラビア

H26.〇.〇～〇.〇 カタール

H26.〇.〇～

<症状の経過等 (分かる限りで) >

H26.〇.〇～ (症状・発症日)

H26.〇.〇～ (症状・発症日)

現在の症状 (分かる限り細かく)：

<健康相談記録内容>

(問診内容、疑いのある者への伝達事項)

<検査実施の有無>

有 検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→ (検査判定日時及び検査結果を記載)

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

<情報提供を求める患者の要件 (入力必須。ア又はイの要件に合致する場合に要情報提供。) >

☆ チェック項目

ア (下記 2 項目を全て満たす者)

	発熱と急性呼吸器症状がある (以下①～③の要件に全て該当する重症例に限る。)
/	① 38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状がある
/	② 臨床的又は放射線学的に実質性肺病変 (例：肺炎又は ARDS) が疑われる
/	③ 他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではない
	発症前 14 日以内に対象地域*への渡航又は居住歴がある

イ (下記 2 項目を全て満たす者)

	発熱と急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) がある (ただし、他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合を除く。)
	発症前 14 日以内に対象地域において、医療機関を受診若しくは訪問したこと、MERS 確定例との接触歴があること、又はラクダとの濃厚接触歴 (例：未殺菌乳の喫食) があること、 いずれかに該当する

\*対象地域： 初発例の報告がある地域

# 中東呼吸器症候群(MERS) マース

## 【症状】

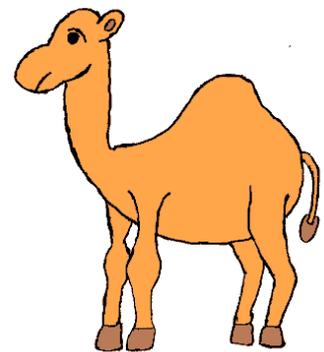
感染してから2～14日後に、呼吸器症状（発熱、せき、息切れや呼吸困難など）を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

## 【治療】

特別な治療方法やワクチンはありません。

## 【予防対策】

- 一般的な衛生対策として手洗いを行う。
- 咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避け、マスクを着用する。
- ラクダなど、動物との不要な接触を避ける。



## 【帰国時に…】

発生地域から到着された方で、**発熱**や**咳**などの**呼吸器症状**がある方は、入国時に検疫所の健康相談室へお立ち寄り下さい。

## 【症状が出たら】

帰国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた場合、感染を広げないためにマスクを着用して、最寄りの医療機関に事前に連絡を入れた上で受診して下さい。

## 【発生が報告されている中東諸国】

国立感染症研究所ホームページ  
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/>

検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.go.jp>



# MERSに関する検疫対応フロー

平成26年6月11日現在

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

呼びかけ、サーモグラフィー等による体温確認、健康相談室への来室等により、14日以内に対象地域に渡航又は居住していたことが確認された者のうち、

- 検査が必要な者かどうかの判断（ア又はイの要件に合致する者）
  - ア**（下記2項目を全て満たす者）
    - ・発熱と急性呼吸器症状がある（ただし、①～③の要件に全て該当する重症例に限る）
    - ① 38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状がある
    - ② 臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる
    - ③ 他の感染症による又は他の病因によることが明らかでない
    - ・発症前14日以内に対象地域\*への渡航又は居住歴がある
  - イ**（下記2項目を全て満たす者）
    - ・発熱と急性呼吸器症状がある（軽症の場合を含む。）  
（ただし、他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合を除く。）
    - ・発症前14日以内に対象地域\*において、医療機関の受診若しくは訪問歴があること、MERS確定例との接触歴があること又はラクダとの濃厚接触歴（例えば、未殺菌乳の喫食など）があることのいずれかに該当する
- \*対象地域：初発例の報告がある地域

YES

NO

「健康カード」（別紙1）を本人に配布し、異常が生じた場合、医療機関を受診するよう伝え、入国

連絡先、症状等の情報を把握（都道府県等への連絡等に活用する旨同意を得ることも必要。）

厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で、報告様式（別紙2）の情報を報告（土日の場合、携帯にも併せて連絡）

厚生労働省  
結核感染症課

重症例	軽症例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の同意を得た上で検体を採取し、PCR検査を実施</li> <li>○ 同行者の有無を把握</li> <li>○ <b>都道府県等の関係機関と連携の上、感染症指定医療機関等に搬送</b></li> <li>○ 医療機関、都道府県等に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の同意を得た上で検体を採取し、PCR検査を実施</li> <li>○ 同行者の有無を把握</li> <li>○ マスク等の感染予防策を勧奨した上で、「健康カード」を本人に説明・配布し入国</li> <li>○ 感染症指定医療機関等を紹介</li> <li>○ 居所を所管する都道府県等に連絡する</li> </ul>

<検査結果>  
○ 本人、都道府県等に連絡  
○ 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、検査結果をメールやFAX等で報告（土日の場合、携帯にも併せて連絡）

厚生労働省  
結核感染症課

陽性

陰性

○ **本人への対応は、都道府県等が実施**  
○ 国立感染症研究所ウイルス第3部へ検体送付  
※ 以後は、自治体のフロー参照

症状が悪化した場合に医療機関を受診するよう本人に伝達